時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

# 時事新報

第二千三百六十七號
明治廿二年七月卅一日　水曜日
舊曆己丑七月四日（戊、申）
日出午前四時四十九分
日入午後六時四十五分
月出午前七時三十二分
月入午後八時五十三分
滿潮午前七時二十六分
滿潮午後七時四十四分
（西曆一千八百八十九年）

## 時事新報

### 貯蓄の事忽にす可らず

日本は農國よして人民の食物は專ら米穀に限るが故に其收穫の多少即ち年の豐凶ほど其利害に切なるものあし左れば我國に於ては古來凶年を以て天事人事中の最も恐る可きものと爲し之に備ふるの用意も疎かならずして彼の節倹貯蓄云々の教も其本意を尋ぬれば不時の天變即ち凶年よ備ふるの意に外ならざるは之を當時の事實よ徴して窺ふ可し蓋し鎖國封建の昔日外國交易の道も未た開けざるは勿論國內に於ても運輸交通、困難を極めて獨り天然の不便あるのみならず隣境相接して互に關を設くるが如き時代には一朝天變到來して米穀の收穫常ならず食物缺乏を告ぐるよ當りても海外の輸入を望む可らざるは申す迄もなく假令へ國內全般の饑饉ならざるも交通の不便と割據の習慣とは米穀運輸の道を妨げて緩急相濟ふ能はざるを致し之が爲めよ往々貧民をして餓死の慘状に陷らしむるとなきよあらず即ち昔時に於て凶年の恐る可き所以にして斯る事情よりして備荒貯蓄の必要も一層其大切なるを感じたりし事ならん然るに今日に至りては內外交通の道大よ開けて特に汽車汽船の便も發達したれば不幸にして凶年の災到來するも甲地の米を乙地に運び丁地の物を丙地よ送り緩急相濟ふみとを得るは勿論、斯る折には直に海外よりの輸入もありて其不足を償ふに至る可ければよしや全國到る處一時にその災を蒙むるが如きみと萬一よれありとするも決して路に餓莩を見るの患ある可からざれば食物の貯蓄は豫じめ心掛け置くに及ばざる可し云々との說あきにわらず一應は尤もある次第よして理よ於ては左もある可き事ならんなれども我輩は之を事實に照らして今日よ於ても猶は幾分か凶年の用意の必要あるみとを信ずるものなり成程今日に於ては國內運輸の便も開け殊に海外諸國との交通も盛あるみとあれば如何に凶年の災到來するも往昔の如く甚しき慘状を呈するに至らざるは勿論の事なりと雖も然れども熟ら〳〵國內の有樣を案ずるときは猶は杞憂に堪へざるものあり近年民間の不景氣は世人の知る所よして全國同弊と云ふ中よも最も其弊を蒙むるものは農民の一種族にして終年孜々辛苦の所得は以て其負擔の重きを償ふ能はず爲めに身代限に處せらるゝなどの事は敢て珍らしからざるのみならず時としては豐年猶は餓死を見るの慘話さへなきにあらざるに若しも不幸にして凶年の災もあらば果して如何なる有樣を現出す可きや我輩の甚だ恐るゝ所なり勿論運輸交通の業も近來大よ發達したるよ相違なしと雖も是れは國內の要所要港、汽車汽船の往來する場所のみよして少しく去て寒村僻邑の地に至れば依然たる昔時の仙鄉にして人肩馬背猶は困難を感ずるの土地甚だ少なからず而して凶年饑饉の災は斯る山間僻邑の鄉にこそ最も其の慘状を逞うするものあれば汽車汽船の便利さへも其用をあす能はず況して[illegible]の知きは[illegible]の急に及ばざる事ならん左れば今日民間[illegible]を以てすれば凶年の災は一國全體の上よりは左程恐るゝに足らざるが如くなれども局に當る人々個々に就ては其恐る可きみと毫も昔日よ異ならざるのみあらず當時に在ては國中到る處夫れ相應の仕組もわりて凶年に備ふるの手段も等閑ならざりし處、今は全くその用意もなければ場所よ依りては却て意外の慘状に陷るみとなしとも云ひ難し尤も政府にて定めたる備荒貯蓄の法ありて各府縣に於ては年々よれを施行し居れとも此法は重もに納税の便を謀るに在りて全く備荒の意に出でたるものにわらざれば其方法とても既に米穀を貯蓄するにわらず多くは公債證書として之を保存する者なれば一旦の急に應ずる事は如何ある可きや元來備荒の事たる今日に於ては寧ろ其局よ當る者が銘々に用意するみそ其本分なる可ければ人民は宜しく進んで自ら其事に當るの外ある可らず富豪の人々が平素に節倹貯蓄して萬一の場合に傍近の貧民を賑はすが如きは最も望ましき所なれども是れは銘々任意の事よして強ひて人よ責む可らず唯幸なるは我國にては古來村落間の習慣として吉凶相防ひ艱難相濟ふの風ありて舊藩政の時には恰も地方自治の法を以て貯蓄の事なども其習慣の中に存し頗る仕組の整ふたるものなきにあらず廢藩後百事の改まりたると同時よ斯る仕組も隨て廢滅よ歸したりとは云へ今日更よ之を改良して再び實行するみとも容易なる可く又たとへ其舊慣わらざる處にても今日は現に町村自治の制も行はれ町村內の事は皆會議よ決するの定めあれば新に事を始むるも敢て至難ならざる可し兎に角に便宜の方法に依り凶年饑饉の用意を爲すは日本今日の不要にあらざる可しと信ずるなり

## 官報

朕屯田兵條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年七月廿九日

內閣總理大臣伯爵黑田淸隆
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百二號

屯田兵條例

總則

第一條　屯田兵ハ陸軍兵ノ一ニシテ北海道ノ兵備完整ニ至ル迄該地ニ配置シ其警備ニ充ツ○第二條　屯田兵ハ兵農相兼ヌルノ制トス平常ハ給與ノ家屋ニ居住シ開墾耕稼ノ事ニ從ヘシメ且軍事上ノ訓練ヲ爲ス○第三條　屯田兵ハ志願兵ニシテ年齡十七歲以上三十歲以下ノ者ヨリ撰用ス○第四條　屯田兵ハ本籍ヲ北海道ニ移シ家族ト共ニ移住シ服役スルモノトス

編制

第五條　屯田兵ハ平時ハ數個ノ獨立大隊ニ戰時ハ野戰隊ニ編成ス其編制ハ別ニ定ムル所ニ依ル○第六條　屯田兵司令部ハ之ヲ樞要ノ地ニ置ク○第七條　屯田兵司令部ノ編成左ノ如シ」一　參謀部」二　副官部」三　法官部」四　會計部」五　軍醫部○第八條　屯田兵所在地ニ監獄ヲ置ク

職務

第九條　司令部ニ屯田兵司令官一人ヲ置キ少將ヲ以テ之ニ補シ陸軍大臣ニ隷シ屯田兵ヲ統率シ軍事並ニ開墾耕稼ニ係ル諸件ヲ總理シ監獄ヲ管轄ス○第十條　司令官ハ北海道廳長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲メ若クハ變災事故等ニテ兵隊ヲ要シ援助ヲ請求スル時ハ直ナニ之ニ應シテ後之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ○第十一條　司令官ハ隨時屯田兵隊ヲ檢閱シ毎年一回其景況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ○第十二條　司令官ハ部下兵員家族ノ風紀及其擧止ニ就キ便宜適當ノ處置ヲ爲スコトヲ得○第十三條　司令部ニ屯田兵副司令官一人ヲ置キ屯田兵大佐ヲ以テ之ニ補ス但之ヲ置クト否トハ事務ノ繁閑ニ從フ○第十四條　參謀部ニ參謀二人ヲ置キ中（少）佐一人大尉一人ヲ以テ之ニ補シ其下ニ下士若干人ヲ置ク○第十五條　副官部ニ副官四人ヲ置キ屯田兵少佐一人同大、中尉三人ヲ以テ之ニ補シ其下ニ下士、屬及技手若干人ヲ置ク○第十六條　法官部ニ理事二人及錄事若干人ヲ置ク○第十七條　會計部ニ部長一人及部員三人ヲ置キ部長ハ屯田兵少佐部員ハ屯田兵大、中尉ヲ以テ之ニ補シ其下ニ下士若クハ屬若干人ヲ置ク○第十八條　軍醫部ニ軍醫長一人及部員二人ヲ置キ軍醫長ハ一、二等軍醫正部員ハ一、二、三等軍醫及同藥劑官ヲ以テ之ニ補シ其下ニ下士若クハ屬若干人ヲ置ク○第十九條　監獄ニ監獄長一人醫官一人ヲ置キ監獄長ハ屯田兵大（中）尉醫官ハ一等軍醫ヲ以テ之ニ補シ其下ニ下士及卒若干人ヲ置ク

士官下士補充　第二十條　屯田兵現役士官ハ陸軍武官進級令ニ依ルノ外札幌農學校卒業生徒及各兵科現役士官ノ內ヨリ適任ノ者ヲ以テ補充ス○第二十一條　札幌農學校生徒ヨリ屯田兵士官トナスヘキモノハ該校ニ於テ普通農學ヲ修メタルモノニシテ屯田兵士官出身志願ノ者ヲ撰定シ一箇年間特別ノ軍事學ヲ教授シ屯田兵隊ニ於テ上等兵以上一等軍曹迄ノ勤務ニ服セシメ尙ホ該校ヲ卒業シタル者ヨリ採用ス○第二十二條　前條ノ卒業者ヲ屯田兵士官ニ補充セントスルトキハ直ナニ各隊ニ配屬シ見習士官ヲ命シ尙ホ少クモ六箇月以上隊務ニ服セシメ將校會議ヲ經テ少尉ニ任ス○第二十三條　屯田兵下士ハ屯田兵上等兵ニシテ入隊ノ日ヨリ起算シ二箇年以上其職ヲ奉シ學術才能屯田兵下士ニ適當ナル者及各兵科現役下士ノ內ヨリ適任ノ者ヲ以テ補充ス

兵役　第二十四條　屯田兵ノ兵役ハ二種ニ分ツ即チ左ノ如シ」一　屯田兵上等兵ヨリ出身ノ者ハ年齡四十歲ニ至ル迄服役セシム」二　各兵科現役下士ヨリ轉科シタル者ハ轉科ノ日ヨリ更ニ七箇年間服役セシム但尙ホ服役志願ノ者ハ更ニ三箇年間再服役ヲ許スコトアルヘシ○第二十五條　屯田兵卒ノ兵役期限ハ之ヲ定メス但服役者死亡スルカ若クハ事故アリテ免役スルトキ又ハ年齡四十歲ニ至ルトキハ其子弟ヲシテ兵役ヲ相續セシム」其子弟幼年ニシテ未タ兵役ニ堪ヘサル者ハ成長ヲ待テ服役セシム○第二十六條　屯田兵ノ將校現役ヲ退キ豫備役若クハ退役ニ入ルトキハ原兵科ニ復スルモノトス其原兵科ナキ者ハ歩兵科トス○第二十七條　士官下士ノ補充及下士兵卒兵役ニ係ル細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

## 雜報

○廣告の効能　は今更說す迄もなし現に米國の驛遞總監ワナメーカー氏の如きは巧みに廣告を利用し古着屋から仕上げて今は數百萬の富を致し富より產出したる地位は勿體なくも北米合衆國の驛遞總監よして其事實は世界中に知れ渡りて隱れもなし左れば歐米文明諸國よ廣告の忙はしきは廣告の爲めに商ふ品物の取引よりも忙はしく殆んど資本の半は廣告の爲めに費す割合あり此頃英國にて廣告に有名あるピールス　ソープ即ちピールス屋がシャボンの廣告は世界中に鳴響きて誰知らぬ者もなく從て其賣高も年々よ相增し今はシャボンの大製造所を構へて世界中に御賣を爲すゞ高は年よ三百萬圓に下らずと云ふ其元は全く廣告のお蔭にて其廣告料も年々八十萬圓より少なからず左れば一年廣告を休めば八十萬圓の利得ゆゑ暫らく廣告を見合せん迚に從來の廣告にて既に大體世間へも知れ渡りたれば一年や二年の間之を廢めたればとて左迄賣高の減ずる事もあかるまじと同製造所は一先づ廣告を見合せ置きたるに其後半年を經るも差したる影響もなく是成占めたりと思ふ內に順々賣高の減じ始めて二年立つ內にはハッと販路の塞りたれば爰に[illegible]廣告の效驗を悟り再び大よ廣告を始め殊に[illegible]廣告の[illegible]

中には一萬圓
者もあり彼の
吹飛ばし其
ルス　ソー
萬圓の廣告料
引一萬圓の利
に依て決して
人の氣も付か
ば賣るも賣く
て是非の評判
信のはしが

○根室網走間
立の都合あん

○長防の鹽
製鹽業の盛ん
の鹽田は悉
すよ至りたる
れば製鹽の相
石よ付き四十
國內外となん
淨山なるにも

○工務局の製
る事となりし
圓宛を同會へ
より始めたり

○全治退院と
本鄉區駒込千
し芝區宮本町
日退院し又牛
年十箇月）は
ありと

○市村座の移
二長町へ移轉
新築の工事よ
にして工事士
に係り建築一

巴里雜

巴
倫敦より巴里
に體格の小な
人毎よザッと
常に川の字の
我れも人なり
同等ある人間
人よ逢て試
とて中々之に
しかどもナポ
征に從へ次第
り扱てみそ今
廣告半分に
輸聞すれは聊
るは人種よ由
プり舌も
かし謝もすれ
キに紀念ある
敎人を見慣れ
て何とやら